

■問合先  
五條市消防本部予防課  
☎22・0310

おしらせ

**土地取引には届出が必要です。  
提出期限は契約締結日から2週間以内です。**

国土利用計画法は、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため土地取引の届出制度を設けています。

土地取引に係る契約（予約を含む。）をしたときは、権利取得者（例えば、買主）は、2週間以内に土地売買等の届出をしなければなりません。

■届出が必要な土地の面積

市街化区域

2,000㎡以上

市街化調整区域

5,000㎡以上

都市計画区域外

10,000㎡以上

■届出先

届出書に必要事項を記入し、添付書類（契約書の写し、地図など）とともに、土地の所在する市町村役場に届け出てください。

■審査内容

土地の利用目的が、土地利用の計画に適合しない場合には、利用目的の変更を勧告し、是正を求めることがあります。

■罰則

届出をしなかったり、虚偽の届出をすると6か月以下の懲役、または、100万円以下の罰金に処せられることがあります。

■問合先

奈良県企画部資源調整課

☎0742・27・8487

（ダイヤルイン）

奈良県ホームページ

<http://www.pref.nara.jp/>

市民の善意

ありがとうございました。

（敬称略）

《善意銀行》

藤田勝典（丹原町）

五條市職員組合

生蓮寺世話人会和讃講

國川（今西）崇子（八尾市）

《福祉基金》

檜尾美千代（大塔町宇井）

宗教法人辯天宗

訂正

広報五條8月号2、3ページ「高齢者の自立を支えます」の文中、「五條市包括支援センター」の電話番号「☎22・2640」とあるのは、「☎22・2640」の誤りです。

てんいち先生



■この記事に関する問合先  
人権施策課 ☎（内線286）

市役所電話番号

- ☎ 五條市役所（本庁）  
☎22-4001（代）
- ☎ 西吉野支所  
☎33-0301（代）
- ☎ 大塔支所  
☎36-0311（代）

「広報五條」の配布方法について

「広報五條」は原則新聞折り込み（ただし全国紙等）で配布します。新聞を購読していない、または新聞広告等が折り込まれていない世帯については、個別発送希望の申請を行ってください。

インターネットの五條市ホームページ（<http://www.city.gojo.nara.jp/>）にも「広報五條」を掲載しています。

■申込・問合先  
秘書課広報係 ☎（内線351）

企業やお店の元気は  
まち  
市の元気



市内で買い物  
をして  
五條市の税収も  
増やそう

市民のみなさんのご理解とご協力を

五 條 市